

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 令和3年8月25日(水) 10:05～11:42

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

西川 均 委員長

太田 敦 副委員長

亀甲 義明 委員

田中 惟允 委員

秋本登志嗣 委員

森山 賀文 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者 藤井 南部東部振興監

塩見 水循環・森林・景観環境部長

乾 食と農の振興部長

松本 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 紀伊半島三県議会交流会議の報告について

(2) 令和3年度主要施策の概要について

(3) その他

<会議の経過>

○西川委員長 ただいまより南部・東部地域振興対策特別委員会を開会いたします。

密集、密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人に制限しておりますので、ご承知ください。

それでは、議事に先立ち、ご挨拶申し上げます。

本日は何かとご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

私、西川と太田敦議員が、さきの6月定例県議会におきまして、正副委員長に選任されました。今後、委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、円滑な委員会運営に努め

てまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

委員会構成がなされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介をお願いします。

○**亀甲委員** 公明党の亀甲です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**森山委員** 委員の森山です。よろしくお願いいたします。

○**川口（正）委員** 川口です。

○**田中委員** 田中です。よろしくお願いいたします。

○**秋本委員** 秋本です。よろしくお願いいたします。

○**西川委員長** 本日の欠席は、國中委員です。

次に、委員の席順についてですが、当委員会としては、ただいまの席順でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、理事者の紹介を願います。

なお、出席を求める理事者については、お手元に配付のとおりであります。

それでは、南部東部振興監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、教育次長の順に自己紹介の後、関係次長、課長、室長等の紹介をお願いします。

○**藤井南部東部振興監** 南部東部振興監の藤井です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の出席者をご紹介させていただきます。

まず、米田総務部知事公室次長、南部東部振興・移住交流担当、南部東部振興課長事務取扱です。

○**米田知事公室次長（南部東部振興・移住交流担当、南部東部振興課長事務取扱）** よろしくよろしくお願いいたします。

○**藤井南部東部振興監** 丸岡奥大和移住・交流推進室長です。

○**丸岡奥大和移住・交流推進室長** よろしくよろしくお願いいたします。

○**藤井南部東部振興監** 葛本うだ・アニマルパーク振興室長です。

○**葛本うだ・アニマルパーク振興室長** よろしくをお願いします。

○**藤井南部東部振興監** よろしくをお願いします。

○**塩見水循環・森林・景観環境部長** 水循環・森林・景観環境部長の塩見です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当の次長、課長をご紹介します。

大谷水循環・森林・景観環境部次長、林務担当です。

○大谷水循環・森林・景観環境部次長（林務担当） よろしくお願いたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 松田森と人の共生推進課長です。

○松田森と人の共生推進課長 よろしくお願いたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 内田森林資源生産課長です。

○内田森林資源生産課長 よろしくお願いたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 三浦奈良の木ブランド課長です。

○三浦奈良の木ブランド課長 よろしくお願いたします。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 どうぞよろしくお願いたします。

○乾食と農の振興部長 食と農の振興部長を拝命しています乾と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私から、本日の出席者をご紹介します。

田中農業水産振興課長です。

○田中農業水産振興課長 よろしくお願いたします。

○乾食と農の振興部長 どうぞよろしくお願いたします。

○松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部長の松本です。よろしくお願申し上げます。

それでは、県土マネジメント部及び地域デザイン推進局の職員の紹介をさせていただきます。

まず、県土マネジメント部次長、技術担当の佐竹です。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） よろしくお願いたします。

○松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部次長、土木・政策統括担当の松田です。

○松田県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当） よろしくお願いたします。

○松本県土マネジメント部長 河川政策官、河川整備課長事務取扱の池田です。

○池田県土マネジメント部河川政策官（河川整備課長事務取扱） よろしくお願いたします。

○松本県土マネジメント部長 まちづくり連携推進課長の河合です。

○河合まちづくり連携推進課長 よろしくお願いたします。

○松本県土マネジメント部長 以上です。

○前田教育次長（学務担当） 教育次長の前田です。どうぞよろしくお願いたします。

引き続き、私から、教育委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

熊谷教育政策推進課長です。

○熊谷教育政策推進課長 よろしくお願ひいたします。

○前田教育次長（学務担当） 以上です。よろしくお願ひいたします。

○西川委員長 次に、委員会の運営についてですが、7月19日の正副委員長会議で決定されました「委員会等に関する申合せ事項」及び「口頭申合せ事項」をお手元に配付していますので、後ほどお目通し願ひます。

次に、お手元に「特別委員会の設置等に関する申合せ」を配付しています。この申合せでは、調査期間終了時に、その成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しています「南部・東部地域振興対策特別委員会の運営について」を説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、資料に記載のとおりです。

次に、2の委員会の運営についてですが、令和5年2月定例会までに調査・審査の成果を取りまとめることとしまして、委員間討議による議論を行いながら、委員会を開催してまいりたいと考えています。

3の当面のスケジュールですが、来年、令和4年の6月定例会には中間報告を行いたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

ただいまの説明について、ご意見等がありましたらお願ひします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

また、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料をお手元に配付していますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、案件に入ります。

初めに、紀伊半島三県議会交流会議についてですが、この交流会議は、平成20年度から、三重県、和歌山県、奈良県の紀伊半島三県議会の議員が一堂に会し、紀伊半島の振興及び発展に資するため、各県が直面している共通課題について意見交換を行うとともに、各県議会の連携・交流を図ることを目的に開催されています。

今年度は7月21日に開催され、去る8月11日の各派連絡会において荻田議長より報告があり、当委員会においても議論を重ねるよう提案がありました。

報告内容については、お手元に配付の資料のとおりですので、今後の議論の参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、令和3年度主要施策の概要について、南部東部振興監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、教育次長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着座にてご説明願います。

○藤井南部東部振興監 それでは、南部東部振興監所管の事業について、主な事業を中心にご説明します。

「令和3年度主要施策の概要」枠囲みの38ページ、南部・東部の振興、1住み続けたくなる、還りたくなる地域づくりの、奥大和雇用創造促進事業では、デザイナーが奥大和に滞在し、デザイン制作やブランディングを提案するプログラムを実施します。また、新たな取組として、奥大和地域の生産者、加工、販売者等が異分野人材と協業して、新規事業開拓及び販路拡大を促進するセミナーの開催を実施します。

奥大和雇用創出事業では、企業のサテライトオフィス誘致に向けたモニターツアーの実施や、奥大和の仕事や暮らしを体験するプログラム等を実施します。

奥大和人材育成事業では、奥大和地域での持続可能な地域づくりを学ぶ講座や、クリエイターやデザイナーなど、奥大和地域で活躍する人材を育成する講座等を開催します。

コミュニティナース育成事業では、南部・東部地域の市町村と連携し、住民に寄り添いながら健康管理を行うなど、身近な安心を提供するコミュニティナースを育成するための講座等を開催します。

枠囲み43ページ、奥大和プロモーション事業では、大手旅行雑誌社と連携し、奥大和の地域情報、観光情報の発信を行います。また、奥大和の「暮らし」や「仕事」を伝える映像の制作・配信及び英語字幕の作成や、奥大和地域を舞台とした映画の制作に対し補助します。

南部・東部振興プロジェクト推進事業では、奈良県南部・東部振興基本計画の推進及び具体的な取組の実現に向けた調査・検討を行います。

がんばる明日香支援事業では、明日香村の歴史的風土の創造的活用を図る事業を支援するため、国の制度と連動した交付金を交付します。

次に、(2) 魅力を体験してもらおうの、奥大和の特色を活かしたイベント開催事業では、天川村において、えんがわ音楽祭を開催するなど、奥大和地域を訪れてもらう機会を創出します。

奥大和地域誘客促進事業では、奥大和地域を舞台に、歩きながらアート作品を巡り、歴史・自然環境等を再発見できる芸術祭「MIND TRAIL」を開催します。

新規事業の奥大和トレイル推進事業では、奥大和を歩く旅で訪れていただけるよう、奥大和地域を巡るコースを作成し、アプリにより配信します。

鉄道事業者と連携した奥大和の魅力発信事業では、鉄道事業者と連携して、奥大和地域の魅力を発信する宿泊旅行商品の造成・PRを行います。

枠囲み44ページ、うだ・アニマルパーク周辺環境整備事業では、宇陀市が実施する、うだ・アニマルパーク周辺の市道及び駐車場等の整備に対し補助します。

(3) 移り住んでもらうの、奥大和移住・定住促進事業では、市町村が行う移住・定住を推進するための施設整備への支援のほか、県と奥大和地域19市町村で構成する奥大和移住・定住連携協議会により、記載の事業等を実施します。

紀伊半島移住プロモーション事業では、三重県、和歌山県と協働して、現地体験ツアー等を実施します。

ふるさと創生協力隊設置事業では、奥大和地域において、複数の市町村にまたがる広域的な地域振興活動に従事する人材をふるさと創生協力隊として採用し、配置します。

以上で南部東部振興監所管の主な事業についての説明を終わります。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 水循環・森林・景観環境部に関します令和3年度の主要施策についてご説明をします。「令和3年度主要施策の概要」の枠囲み32ページ、24森林環境管理・林業振興、1森林環境の維持向上、(1)新たな森林環境管理体制の構築・推進の新規事業、新たな森林環境管理制度担い手確保事業では、林業への就業促進のため無料職業紹介所を設置し、新たな森林環境管理制度の構築・推進を担う新規就業者の掘り起こしや県内林業事業者とのマッチングを実施します。

枠囲み33ページ、(2)災害に強い森林づくりの新規事業、混交林誘導整備事業では、施業が放置された人工林について、森林の防災機能の向上を図るため、小面積皆伐、広葉樹等の植栽、周辺の環境整備を一体的に実施します。

枠囲み34ページ、2県産材の安定供給及び利用の促進、(1)持続的に森林資源を供給する森林づくりの、奈良県木材生産推進事業では、大規模集約化団地において、長期間使用できる壊れにくい作業道(奈良型作業道)の重点開設等による森林生産拡大への取組に対する補助を実施します。

枠囲み36ページ、(3)県産材の需要拡大の、建築物木造木質化推進事業では、公共

建築物等の木造・木質化を推進するため、県、市町村等で構成する奈良の木利用推進協議会の開催や、公共建築物等の設計・施工に携わる技術者の育成に取り組みます。

(4) 県産材の加工・流通の促進の、奈良の木サプライチェーン構築事業では、県産材の加工・流通の促進を図るため、素材生産業者、供給・加工・流通業者、建築設計者等の連携体制を検討します。

枠囲み37ページ、3 林業生産基盤整備の推進の、林道整備事業から災害関連緊急治山事業までは、記載のとおり、林道整備、治山事業など、林業生産基盤の整備のための諸事業を進めてまいります。

令和3年度当初予算に関する説明は以上です。

続きまして、水循環・森林・景観環境部所管に係る令和2年度2月補正予算のうち、令和3年度予算へ繰り越して実施する事業について、説明します。

枠囲み54ページ、8 豊かな「都」をつくるの、奈良県木材生産推進事業、治山事業では、国の補正予算を活用し、記載のとおり、奈良型作業道の開設や治山事業に取り組んでまいります。

繰越予算に関する説明は以上です。

以上が水循環・森林・景観環境部所管の主要施策の概要についての説明です。

○乾食と農の振興部長 食と農の振興部に係る令和3年度の主要施策の概要について説明します。「令和3年度主要施策の概要」枠囲み3ページ、4 高付加価値商品の開発・販売支援の(3) 漢方のメッカ推進プロジェクトの、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県ゆかりの薬用作物の安定供給に係る研究を行うほか、大和トウキの安定生産技術の普及を進めてまいります。

枠囲み30ページ、5 奈良らしい農業の振興、(2) 鳥獣害対策の推進の若手狩猟者確保・ジビエ供給促進事業では、若手狩猟者の確保につなげるため、イベントやベテラン狩猟者による実践的なわな猟の研修等を行ってまいります。

鳥獣被害防止対策事業では、被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防除の研修や捕獲活動等に支援を行ってまいります。そのほか、記載の各種事業を実施することで鳥獣害対策の推進をしてまいりたいと考えています。

枠囲み31ページ、1 食肉畜産業における生産・流通強化の、みつえ高原牧場活用検討事業では、みつえ高原牧場の未利用地における畜産団地等の整備に必要な家畜の飼育等に使用する水を安定して供給するための調査並びに地形測量を進めているところです。

枠囲み48ページ、3公共施設のファシリティマネジメントの、県庁舎系施設南部地域再配置整備事業では、南部農林振興事務所の大淀庁舎と下市庁舎を旧五條高等学校跡地に整備される五條総合庁舎に移転します。

県有施設耐震化事業では、南部農林振興事務所所長公舎、職員公舎及び下市庁舎の除却工事を行います。

以上が食と農の振興部に係ります令和3年度主要施策の概要です。

○松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部及び地域デザイン推進局分について、説明します。

枠囲み40ページ、奈良県大規模広域防災拠点整備事業では、大規模広域防災拠点の整備に向け、令和3年6月に整備基本計画を策定したところです。引き続き、事業用地の確保のための測量・調査、京奈和自動車道から防災拠点を經由して国道168号にアクセスする道路の調査・設計を進めてまいります。

五條新宮道路の整備促進と、災害に強い道路ネットワークの整備推進については、骨格幹線道路ネットワークをはじめ、まちづくりなど、重要施策に資する事業について、選択と集中により重点的に整備を進めてまいります。

直轄道路事業費負担金については、京奈和自動車道をはじめとする国直轄事業への負担金です。道路改良事業等基礎調査については、道路整備の必要性等の調査を実施してまいります。

枠囲み41ページ、橋りょう耐震補強事業、道路災害防除事業については、橋りょうの耐震補強や道路のり面の落石対策等、防災・減災の取組を進めてまいります。

道路施設老朽化対策事業、道路施設点検・診断事業については、点検・診断結果に基づく、橋りょう、トンネルの補修、5年に一度の実施が義務づけられた橋りょう、トンネル等の定期点検、診断を実施するものです。

道路舗装補修事業については、道路の舗装補修を実施し、安全な通行に支障を来す箇所の対策を進めてまいります。

道路施設維持修繕費については、のり面崩壊等により被災した箇所について、迂回路の整備、崩壊斜面の監視等を実施するための経費です。

南部東部地域河川改良事業については、紀の川、町並川など、20河川について河川改修を実施しているところです。

新宮川水系堆積土砂処分推進事業については、新宮川水系において堆積土砂の撤去を実

施しているものです。

直轄河川事業費負担金については、紀の川における河川整備、紀伊山系における大規模土砂災害対策など、国直轄事業への負担金です。

通常砂防事業、次ページの地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業については、砂防堰堤をはじめとするそれぞれのハード対策を進めてまいります。

枠囲み45ページ、市町村とのまちづくり連携推進事業について、市町村と協働してまちづくりを推進するため、段階的に連携協定を締結し、県と方針が合致するプロジェクトを支援してまいります。

枠囲み47ページ、道路施設老朽化対策市町村支援事業については、市町村から委託された橋りょう等の点検、診断や修繕工事を実施するものです。

令和3年度当初予算の説明は以上です。

令和2年度2月補正予算について説明します。

2月補正予算については、国の補正予算に対応するためのものです。先ほど説明いたしました令和3年度当初予算と事業が重複しますので、項目の説明をさせていただきます。

枠囲み49ページ、2栄える「都」をつくるの、骨格幹線道路ネットワークの整備推進、この1事業が対象です。

枠囲み50ページから51ページにかけては、4愉しむ「都」をつくるの、直轄河川事業費負担金から、通学路の安全対策事業まで、合計12事業が対象となっています。

枠囲み52ページ、5便利な「都」をつくるの、道路・街路改良事業から道路舗装補修事業までの6事業が対象です。

枠囲み55ページ、9誇らしい「都」をつくるの災害に強い道路ネットワークの整備推進から、56ページの、急傾斜地崩壊対策事業まで、全12事業が対象となっています。

以上、計31事業を計上し、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対応してまいります。

県土マネジメント部所管の説明は以上です。

○前田教育次長（学務担当） 教育委員会に関する令和3年度主要施策の概要について説明します。

「令和3年度主要施策の概要」、枠囲み27ページ、2学校教育環境の充実の、県立高等学校適正化推進事業では、「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を推進するため、奈良南高等学校や宇陀高等学校など、計画対象

校における教育内容や教育環境の充実を図ってまいります。令和3年度については、奈良南高等学校の専攻科開設に向け、平行定規製図板の整備、教室等の改修工事、また、来年度改修工事に向けた設計等を実施予定です。

枠囲み28ページ、遠距離児童・生徒通学費補助事業では、学校統合等による通学費の保護者負担を軽減するため、山添村等の遠距離児童生徒通学費支援事業に対し補助を行います。

高等学校耐震化等整備事業では、令和4年度の耐震化完了に向け、耐震・大規模改修工事を1校で、改築による耐震化工事を5校で実施するとともに、現在耐震化されていない校舎等について、耐震化が完了するまでの安全確保措置として、引き続き仮設校舎の設置等の対応を実施してまいります。

南部地域における産業連携教育支援事業では、南部地域の振興に貢献できる人材育成のため、職業教育に必要な測量機等の実習備品を整備します。

令和3年度当初予算に関する説明は以上です。

令和2年度一般会計2月補正予算案のうち、教育委員会に関する事項について説明します。

枠囲み53ページ、7智恵の「都」をつくるの、新規事業、職業人材を育成するための教育設備整備事業では、地域の産業を支える職業人材育成を進めるため、県立高等学校の農業・工業等の職業に関する専門学科に最先端のデジタル化に対応した産業教育設備を整備します。

以上が教育委員会に関する事業の概要です。

○西川委員長 次に、南部東部振興監から、奈良県過疎地域持続的発展方針（案）について報告したいとの申出がありましたので、報告願います。

○藤井南部東部振興監 お配りしています資料、奈良県過疎地域持続的発展方針（案）について、本方針の策定の概要についてご説明させていただきます。

本方針は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月にその期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に新たに施行されたことにより、新たに定めるものです。

法律の主な改正点は3点あります。まず、1点目が、法律の名称が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と改正されました。2点目が、過疎地域の指定要件の見直しがなされました。奈良県内において、過疎地域に変更はありません。従前と同じく、地

図の右側に記載の18市町村が過疎地域に指定されています。3点目が、過疎地域の指定により受けることができる特別措置について、過疎対策事業債の対象となる施設が追加されるなど、その内容は一部拡充されています。

過疎対策事業債、いわゆる過疎債ですが、実施する事業費に対する起債の充当率が100%になっており、その元利償還金の70%が普通交付税により措置されるということですので、税収が少なく財政力が弱い過疎市町村にとって貴重な財源となっております。

過疎対策事業に対する財政措置等を受けるためには、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を策定することが必要であり、過疎市町村が定める計画は、この奈良県過疎地域持続的発展方針に基づき策定されるということになります。

資料2枚目は、奈良県過疎地域持続的発展方針（案）の内容です。

左端の青の欄に、法律に定められた実施すべき施策に関する事項を示しています。法律の第7条第2項第4号に記載のとおり、イからルまで11項目が規定されています。中央の枠内に奈良県過疎地域持続的発展方針（案）を示しています。これらの法律に定められた実施すべき施策に関する事項にそれぞれ対応するように、県方針案を策定することとしています。また、新たに法律で示された人材育成や再生可能エネルギー利用の促進の項目を追加することとしています。

さきに述べましたとおり、奈良県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎市町村において必要な過疎地域持続的発展市町村計画を策定することが求められていますので、県としては、積極的に策定支援を行っているところです。

以上が今回改定する奈良県過疎地域持続的発展方針についての報告です。

○西川委員長 ただいまの説明、報告または、その他の事項も含めて、質問があれば、ご発言願います。

○田中委員 質問通告はしていないのですが、少し個人的な見解とあわせて、ご担当者がおられたら、答弁していただければありがたいと思います。

まず、最初に、最近の木材市況についてお尋ねします。最近の、桜井の木材市場はかなり材が出ているとお伺いしますが、ウッドショックで木が足りないと言われてるなか、県内の木材市況は上がっているのでしょうか、あまり上がっていないのでしょうか。生産者、材木屋が市場へ出すということが活発になっているのかどうかというところをどう受け止めておられるのか、ご担当者がおられたらお願いします。

○三浦奈良の木ブランド課長 田中委員お述べのとおり、桜井の木材市場等、かなり活況

を呈しており、去年と比べ、かなりの量の材が出ており、スムーズに売れているという状況をお聞きしています。同様に、中吉野の木材市場、これも一般材、並材を主として扱われる市場ですが、こちらも同様の伸びを示していると聞いています。

ただ、県産材の一番の特徴とされている役物と言われる高級材の市況については、大体平年どおりの動き方をしていると聞いているところです。

流れている材については、主に県内の製材所が買い上げて、製材品として需要を賄っているという状況になっていますので、材の流れも含めて、こちらのほうは今動いている状況です。また数字が整理できたら分析したいと考えているところです。

○田中委員 自分で確認を取ったわけではないので、間違えていたら、間違えていると教えてほしいのですが、聞くところによると元玉と二番玉という、枝のついている節のある部分はあまり値段が変わらないとのこと。逆に、上の節のついている木の値段が上がって、本来の、和風建築の住宅の柱に使っているようなきれいな部分についてはあまり値段が上がっていないということに実はなっているという話を聞いています。

それは、まさにウッドショックで、隠れている、建物の木の壁の内側で使うような木は節があっても別に問題がないので、そちらのほうの需要があるが、見えるところの木の需要が少ないから、今おっしゃられたように、あまり動いてないというか、業界の人は、元玉という土のところから一番最初の、3、4メートルの部分はあまり値が上がっていないと伺いました。必ずしも全体的に景気がよくなって木材が上がったということではなさそうですので、実は搬出する生産業者、材木屋さんの利益に必ずしもつながっていないようです。

その上、最近、ヘリコプター代が値上がりしたようです。東吉野村にヘリコプターの基地があり、そこから吉野郡内や、宇陀市、宇陀郡内に搬出しているのですが、機種が二通りあり、手軽に来てもらいやすい小さいほうのヘリコプターの搬出代金が7割アップになり、大きいほうのヘリコプターの搬出代金は2割程アップしたそうです。このような値段の上がり方では、とてもではないが採算が取れないようです。それに、ヘリコプター基地から現場までの間の往復のコストという形でも請求されるようになり踏んだり蹴ったりで、ヘリコプター代にみんな取られてしまうという感じに中小の素材生産している方々は思っておられるようです。そういう方の話を伺いますと、ヘリコプター代を何とか補助してほしいということです。先ほどご説明いただいた「令和3年度主要施策の概要」枠囲み34ページ辺りの項目を見てみたら、これに該当するような政策的な取扱いは可能ではない

かという思いもあります。木材の生産業者、材木屋の仕事が赤字になるようではどうしようもないと思いますし、それが活動できなければ、幾ら材木が必要だ、ウッドショックだと言っても、県内の材木は出てこないということにつながると思いますので、何らかの方法をお考えいただきたいと思います。

何か見解があればお聞かせください。

○塩見水循環・森林・景観環境部長 ヘリコプターの経費が上がったという話は聞いています。

基本的に、ヘリコプターで出すのは、並材とかではなく、高級材を一本一本ヘリコプターで出すと聞いていますが、ヘリコプターの経費がどれだけ上がったかということは把握していませんので、その辺りは十分把握したいと思います。

また、田中委員お述べのとおり、材木市場が活況であっても、材木が出てこないとどうしようもないというのはそのとおりですので、新たな森林環境管理制度の下で、材木をいかにして出していくかという方策を十分検討して、今後につなげていきたいと思います。

○田中委員 よろしくお願ひします。

もう一つ、木に関わる話を申し上げます。

実は一般質問でも取り上げようと思っているのですが、令和3年7月31日の読売新聞の12面のほぼ半面で「文化財修理 原材料足りず」というタイトルで、文化庁「匠プロジェクト」の特集が出ています。宇陀紙は、昔は宇陀の紙だと言っていたが、実際は吉野で作っている紙を宇陀紙として商売にしていたということです。この記事の内容は、文化財修理のための昔からの和紙の原材料が足りなくて、技術後継をしていこうと思っても、実際の材料がないため何とかしなければいけないのではないかという新聞側の見方での記事です。

昔から東南アジアからの原材料を使って、紙すきを試みても、よい商品ができないということでした。また、他府県から原材料を持ち帰っても、なかなかうまくいかないというのも事実のようです。

林業の立場からすると、今までの政策的な意味での考え方は、文化財修理のための木を林業で引き受けて何とかしようということとはなかったと思います。黒木山といって杉・ヒノキが主力でしたし、コウゾやミツマタの木を推奨しよう、ある一定規模の生産緑地を造っていこうということは今までなかったように思うのですが、ぜひともそういうところに着目して、水循環・森林・景観環境部でお考えいただきたいと思います。

実際このような文化財保存のための原材料は確保できているのか聞いたのですが、その部分の答弁をいただく担当課がおられませんので、あえて答えは求めませんが、ぜひともお考えいただきたいと思います。材料供給という意味で、今までの方針ではない新しい取組を考えていかないと、奈良県の全体的な目から見ると、うまく動かないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また一般質問で、もう少し詳しくご説明申し上げて、質問したいと思います。

○川口（正）委員 これはぜひ報告してもらいたいと委員長から内々の伝言がありましたので、そのことをまず申し上げたい。いずれにしても、まず、コロナ禍が早く収束してもらいたいという願ひを持ちつつの報告、提案ですが、過般、7月21日に、先ほど委員長から報告のありました第15回紀伊半島三県議会交流会議が開催されました。最初は多分奈良県で開催したのではないかと私は思い起こしていますが、三重県と和歌山県と奈良県で、巡回して会議を担当するという段取りで重ねられてきました。

今回は、参加希望の議員が大勢おられたようですが、主催県の三重県から、コロナ禍で、各県の参加人数を7名ずつに制限するというところで、奈良県からは、荻田議長、和田副議長、私と、田中議員、今井議員、山中議員、奥山議員が参加をしました。

来年は奈良県が担当となっていますので、南部・東部地域振興対策特別委員会にもご理解と、ご協力をお願いしたいと思います。

それからもう一点は、早くから南部振興議員連盟で開催しており、数年前から、南部・東部地域振興対策特別委員会のメンバーも一緒にどうかという流れになり、南部振興議員連盟と南部・東部地域振興対策特別委員会が共同で、毎年、県内のどこかの地域で視察、交流を重ねてまいりました。

今回も事務局が11月頃で段取りを進めているようですが、南部・東部地域振興対策特別委員会には南部振興議員連盟のメンバーの大半が参加していたと思いますが、南部振興議員連盟のメンバーではない委員の皆さん方もご理解、ご協力いただき、南部振興議員連盟と南部・東部地域振興対策特別委員会との共同主催についても確認していただければと思います。

この三県交流は大事な施策の推進であると思いますので、いま一度、委員長に確認を取っていただきたいと思います。

○西川委員長 このことについてご意見ありませんか。

今、川口（正）委員からご発言がありましたように、南部・東部地域振興対策特別委員

会の中のメンバーで南部振興議員連盟に参加していないのは太田副委員長だけでして、その他全員が南部振興議員連盟に参加いただいているようですし、また紀伊半島三県議会交流会議については、来年が奈良県が開催県ですので、私ども南部・東部地域振興対策特別委員会も各委員のご協力の下に成功させるべく努力してまいりたいと思っていますので、各委員の一層のご理解とご協力をお願いします。

○川口（正）委員 ご協力ありがとうございます。理事者も、ご協力をお願いします。

数点、私はお願いを兼ねた形で質問をします。

今日は奈良の木ブランド課長は、おいでいただいていますね。

○西川委員長 はい。

○川口（正）委員 何を質問されるのかとお思いでしょうが、難しいことではなく、日常やっていたりすることが本当なのかということで、お尋ねします。

昨日も建設委員会で発言し、営繕プロジェクト推進室に発言を求めたわけです。というのは、令和3年6月29日の経済労働委員会で、本日の委員の一人である森山委員が、ウッドショックの影響に関わっての質問をされた。その際に、三浦奈良の木ブランド課長が、NAFIC附属セミナーハウスについて、営繕プロジェクト推進室から県産材の調達の手配は済んでおり、また、価格高騰による影響も見られないと聞いており、現時点で営繕プロジェクト推進室が担当する公共建築物で県産材を使用する物件は他にはないと思っているという答弁をされています。これは、本当なのか。というのは、NAFIC附属セミナーハウスの建築に関わって苦情が出ています。

苦情が出ている事を、奈良の木ブランド課長は聞いていますか。奈良の木ブランド課の責任はないのかを聞きたい。

奈良の木ブランド課の仕事の範囲を私はよく把握し切れていないが、県産材を使ってもらうことを県政一丸となつての意思一致をしながら、あるときは事業課が責任をなすりつけられ、あるときは、いろいろ設計等にご協力いただいた営繕プロジェクト推進室だというような話など、押し合い、押し合いになる、結果論です。昨日の答弁でも、結果としてそうなりましたという発言があったので、私は、頭にきました。私は、物事を収めてあげようと思って、共通認識をお互いが持ち合うべきだ。県政は、いろんなセクションがある。横の連携プレーが大事だということを申し上げてきた。こういうことで、南部東部振興監にも要望しておきますが、関連の事業に関わってのプロジェクトをぜひ推進されなければならないと思っています。

NAFIC附属セミナーハウスについては、約3割に外材が使われているということです。色合いがどうのこうのという話もありました。最初の段階で県産材を使うという大原則の上に立って物事が組み立てられている。事業のプロセスの中で、資材を替えるというのはいかなるものかと思えます。いずれにしても、奈良の木ブランド課は、県産材を絶対使ってくださいというスタンスに立って、各関係課との連携プレーが取れているのかどうなのか。こういう話を会議では応答があるが、理事者部局内でのプロジェクトは存在するのかどうなのか、これ尋ねたいと思えます。

次に、プロジェクトの関心に影響しますが、漢方薬について、今日の予算説明でもしていただきました。需要と供給の関係があります。奈良県は配置売薬という形での製薬が伝統的な産業です。これに関わって、どのような認識を持っているのかと私は前々から言っています。

知事は、トウキの栽培を一生懸命やっています。トウキ栽培をしても、薬草を奈良県の製薬会社がどれほど使っているのか。原因は何かというと、コストだと。中国から今まで入れていたコストと奈良県で作られているトウキとコストが倍も違ったら、販売額が変わってくるので、売れません。

だから、トウキ、漢方薬の生産を推進して、私は、かつて国が農業政策として米の生産者に補助金を出したように、漢方薬に関わっての、トウキを栽培する生産者に対して補助金を出す仕組みを考えたらどうかという提起もしてきたつもりなのです。

一体、作られたトウキなどの、漢方薬と言われる薬材がどの程度、奈良県の製薬会社で使われるのか調査したことあるのかも含めて、南部東部振興監、これも南部振興のための大きな課題だと私は思って、ここら辺も考えてもらいたいし、担当部局についても、このことについての見解を伺っておきたいと思えます。いずれにしても、製薬会社とそういう交流を持ったことあるのかということです。そういうことでお尋ねしておきたいと思う。

次に、教育委員会に質問します。

予算案の概要の122ページの高等学校の耐震化と、奈良の木との関係がないのかどうなのか。特に県教育委員会は、建築に関わっての仕事もたくさんあり、今までの議会でも、入札をめぐるいろいろな問題提起もありました。

私が尋ねたいのは、奈良の木を使った校舎、設備に対する積極的な認識をお持ちでしょうか。教育委員会は営繕プロジェクト推進室との関わり合いもあると思うし、いつも責任のなすり合い、逃げ合いがありますから、そのところのスタンスはどうなっているかを

聞いておきたいと思います。

あと、大きな問題のお尋ね、お願いを皆さんにしたいことがありますので、今申し上げた内容について、まずはお答えをいただき、次の発言に移らせていただきます。

○三浦奈良の木ブランド課長 川口（正）委員からいただきましたご意見は、当然のことと思っています。

私ども奈良の木ブランド課は、例年、施設の所管課や、新設・改築計画等を持っている所管課に対し、県産材の使用についての説明や具体的な使用方法についての提案やアドバイス等を行ってまいりました。県産材の利用についての庁内周知にも努めてきましたが、先ほどお述べのとおり、十分、職員への周知も含めて、できていなかった結果だと、重く受け止めています。

今後、営繕部局ともしっかりと連携を図りながら、庁内で県産材の利用促進が図れるように私どもも頑張ってまいりたいと考えています。

○田中農業水産振興課長 大和トウキについて、奈良県の現状は、栽培面積が約3ヘクタール、約2トン生産しています。奈良県産の大和トウキは、種まきから収穫まで2年ぐらいかかり、収穫後は、一次乾燥、湯もみ、さらに二次乾燥して出荷されるなど、すごく手間をかけて生産されています。基本的に、薬種問屋を通じて漢方薬局等で使われている形で、高値で取引されています。中国産トウキの話が出ましたが、それについては、1年間で作って、エキス製剤に使われています。

ただ、現在、大和トウキを利用して単味生薬製剤が認可されており、その需要にこたえるべく、収穫まで2年かかるというような手間をかけるのではなく、省力化や収量も増加した中で、単味生薬、エキス製剤向けの栽培技術を今、現地実証しています。どちらかというトウキは希少なところで売られていて、そこを収量を上げていながら、収穫量も上げて、川口（正）委員お述べのとおり、奈良県の製薬メーカーに出荷できるような形を目指しています。

○前田教育次長（学務担当） 教育委員会の高等学校の耐震化事業について、以前に、耐震化とは別に、奈良高等学校の仮設体育館を造ったときには木材を使用して建設していますが、この耐震化事業については、強度を増すという目的で、木材の利用が十分に進んでいない面があるかと認識しています。

○川口（正）委員 木材、関係ないと。

○前田教育次長（学務担当） ただ、今後、学校施設の長寿命化対策を進めていく中で、

今、川口（正）委員からお話がありました件については検討する材料としていきたいと思
います。ご意見ありがとうございました。

○藤井南部東部振興監 川口（正）委員から、いろいろと何点かにわたってご提案いた
きました。

私は、南部東部振興監という仕事ですので、監という仕事は、各部局担当に加えて、横
の連携を取って、政策として、県の南部東部振興にどうつなげるかというところを調整す
る仕事と考えています。

ですから、こういうことが今後できるだけ県の施策として一本化されるように、しっか
りと各部局の連携も取り、力を入れていきたいと考えています。

○川口（正）委員 事業の成果とは何か。これだけ金を使いました、これだけ金が余りま
したという決算の報告だけで事業成果というような形でいつも物事が収まっている気配が
あります。だから、いろいろ委員会などで、議員から苦情が出ます。私どもは、皆さん
のご苦勞いただいている内容にいろいろご批判を申し上げるのは申し訳ないと思いた
しますが、やはり私ども議員は、批判は基本的な私どもの任務である。批判は、建設的な批判もあれば、
つまり反対の批判もあります。そのようないろいろな批判は、概念を豊かにさせる基本
的な交流だと思っていますから、あえて私の基本的なスタンスだけ申し上げておきます。

今日、私は奈良県の県産木材、これに焦点を絞って、発言をしましたが、それだけに限
らず、漢方薬もそうですが、いずれも奈良県の県政を振興させるために各セクションはど
うあるべきかということで、私のところの役割でない、それはそちらの役割だと、いや、
協力はしたが、基本的には向こうの責任だと、そのようなことにならないように、どこの
セクションで問題を投げかけようとも、反応が同じように返ってくるような、そういうプ
ロジェクト、そういうものを確実にしてもらいたいということをお願いしたいと思うわけ
です。前段の話題は一応収めます。

そこで、そういうようなスタンスに立ちながら、皆さんをお願いしたい。昨日も発言を
いたしました。大変、厄介なことです。

昨日、私は警察本部長に会いました。前例がありませんからと。前例がないということ
は、最初の方針につながるわけだから、法律に従って物事を処理しますと。いろいろ申し
あげた前例がありませんと。だから、法律に従って、そういう論理的にはつじつまが合
いません。昨日は、懇談のような話合いですから、けんけんがくがくの議論はしませんで
した。お願いを申し上げたいのは、奈良県の農村、山村の地域は、このような展開をされた

ら大変なことになるだろうと思って、あえて共通の場ということで皆さんにお願いするわけです。

内容は、御所市で起こった問題です。御所市の森脇と、宮戸という、道1本隔てて、川1本隔てて大字が違うわけですが、そこで起こった問題です。

起こった問題というのは、去年の秋にKという百姓屋さんがコンバインを扱っておられたが、コンバインが転んで、起こせなくなりました。ユンボを持っておられる建設業者が村では有名な正直者で親切な方です。ああ、分かりましたということで、早速コンバインを動かしたことが発端です。公道といえば高速道路、国道、道幅の広い公道というのが大体の認識です。そしてまた、田舎ではまだまだ旧態依然の道路に舗装している姿がまだまだたくさんあります。舗装してあったら、まだ進んでいるほうだと思います。草ぼうぼうの道もある、里道です。そういう道も含めて、農業用、林業用、そういう事業の優先道路だと、もちろん生活道路ですが、長距離で高速で走るような人たちのための道路と思っていません。そういう地域の生活道、あるいは作業道という認識しかないというのが大体の常識ではないかと思えます。

しかし、そういう常識の範囲で物事は、地域性の互助精神で助け合いをなさるということで、ユンボを動かされた。コンバインの倒れていたところとユンボの置いてある倉庫は、直線で見たら100メートル前後です。しかし、現場へ行こうと思ったら、コの字型、ロの字型で回らないと行けない。だから、2倍、3倍の距離がかかります。そして、その道中に、先ほど言ったように狭い道路もあるわけです。昔からの流れの中で、狭い幅、広い幅。大体狭いところは、当時その家は欲の深い家だと私は言うわけです。がめついから道が狭くなったのではないかと言いたいですが、そのようなことを言い切ったら、またいろいろ問題が起こりますが、大体そういう歴史性があるなど。

そして、その道の端々には、それぞれ用水路がつけられています。だから、大きな自動車を通ったりして、家の壁に当たったりして迷惑をかけられるということで、用水路に、U字溝を置いて、そこに小石を置き石をして、いろいろ防御をしているようです。その石ころが落ちていたということで警察へ訴えた。警察は、たまたま体が空いていたので、すぐに来たようです。倒れたコンバインを一応収めて、落ち着いて眺めたら、その通った道で、警察官を含めて数人が話し込んでるので、何が起こったのかなと。田舎なので、人が集まっているから何かと素直な気持ちで行っているわけです。その人が、この置き石、僕がさっき車で通ったが、僕が落としたのかなと、ひょっとしたら落ちたのですか、しか

し当てたようにはないですよ。当たっていたら溝へユンボがはまります。

そういうような経緯の中で、親切な人が、つまりユンボを動かしたことで道路交通法違反で、普通免許証、取り消しとなりました。こういう問題です。

このようなことになったら、大変なこと。だから、私は昨日、県土マネジメント部長にも協力して下さいと聞いてもらった。かつては、乾食と農の振興部長にも言いました。コンバインやユンボなど、いろいろな機械があると思います。それらを動かすに当たっては、何か規則があって、物によって貨物でそれを載せて運ばないといけないというような規定などもあるようです。しかし、田舎で、一々トラックに載せて動かして、また下ろしたり載せたりするような道路の条件が、環境があるのかどうかも含めながら、このような形で、善意が処罰で返ってきたら、互助精神というのは薄らぎます。

そういう意味で、これは大変なことだという意味で、今日の委員会にも、皆さんに理解をしていただいて。こんなことをされたら、奈良県の特に、南部・東部の農山村に関わっては大変なことになります。地域振興にも大きな痛手になることも含めて、警察との交流をなさるべきでだろうと、思います。

私の手元に、私の秘書が皆さんに協力してもらって調べたのですが、奈良県には、動力田植機が、9,578台あるようです。それから、トラクターが1万1,050台。いろいろ大小あると思います。コンバインと言われるのが9,011台で、合計2万9,639台。これはいつの段階か分かりません。おおよそ3万台近くの農機具があるということです。そこへ加えて、先ほど申し上げたユンボなど建設機材に関わってかなり計り知れない。それから、ナンバープレートは、つけてないです。それに関わっては、またいろいろな規制があるようです。

法律どおりなさるのなら、一遍、全部の農機具、建設機械、そのほか関係のいろいろな機械で登録やナンバープレートを含めて、全部調べなさいよと言ったら、そんなことはできませんと昨日の話で言われました。もちろん大変なことだと思います。わざわざ、現行犯ではないが、私が通ったかも分からないといろいろな正直に全て打ち明けているわけです。その正直に打ち明けている話が、自分が処罰を受けることのネタにされたら、こんなのむちゃくちゃです。

私が委員会で発言をした内容も含めながら、南部・東部地域振興のためにどのような影響が起こるかどうあるべきかを真剣に考えていただきたい。警察も地域振興に法律だと。だから、その警察の上がってきた調書がまともかと。いろいろないきさつや、いろいろな

関わり合いを含めた話が飛び交っていますからね。そういうことで、そんなことであら探しをすることよりも、基本的に、従前のいろいろな流れの中で、物事が順調にこれから運べるのか。御所市のこの事案、措置に関わって、石ころ、置き石のことはどうなのか。置き石に関わっては、警察が、せめて注意ぐらいしないといけないのではないのでしょうか。そしてまた、ユンボを動かした親切な人にも、こんな処罰という問題も、実は、このユンボを動かす場合にはこういう免許証が要りますとか、いろいろな届出が必要というようなことも含めながら、指導で済むのではないのかと私は言うわけです。

いずれにしても、こんなことがまかり通ったら大変なことになると私は思います。しかも、運転者は、このユンボに関わっては、道路交通法やいろいろな関わり合いで、許可も何も私は不要のように思いますというような疑念です。しかし、警察の判断、権力者の判断は怖い。こういう表現も使って、あえて問題提起があったということを警察に提起しながら、奈良県の農業政策、林業政策、南部振興に関わっての皆さんのしかるべき対応を取っていただきたいと要望を申し上げて、いずれまた皆さんの努力の成果というものを聞かせていただきたい。そういうことで、お願いを基本にしながら、あえて質問した次第です。ご理解ください。

○藤井南部東部振興監 南部東部振興という観点で施策を進めていますが、振興策だけではなく、制度の運用が、例えば、南部振興、東部振興という意味で阻害要因になっていないか、関係部局とも連携をしながら、情報収集もしながら、そういうところにしっかり目をつけて、今後どう対応できるかをしっかり考えていきたいと思っています。

○乾食と農の振興部長 もともとコンバインが田んぼで倒れていたところからの事案とお伺いしています。

川口（正）委員もお述べのように、農耕用車両の台数が約3万台弱あると承知しています。そのほかに、法律関係が複雑で、周知できているかという問題は、川口（正）委員のご指摘があってから初めて調べて、おぼろげながら分かってきたところです。県が直接所管している法律ではないものもあり、国等にも確認しながら今取りまとめているところです。法律や実態を取りまとめ次第、ご報告させていただきたいと思っています。

○松本県土マネジメント部長 当部としても、道路の関係、建設機械の関係を含めて関わってくるのではないかと思いますので、他部局とも連携しながら対応してまいりたいと思います。

○川口（正）委員 そこで、もう一つ、皆さんに知ってもらいたいのは、町村合併が歴史

の中で何度か繰り返されてきた中で、大体、市よりも町、町よりも村の方が財政力が弱い。そういう関係で、山の頂上まで村道になっているところがあります。それから、里道と言われるところをわざわざ村道にして、草むらもそのままですよ。なぜそのようにしたかいうと、交付税の対象数値にしたいがために、そうしたところがあるわけです。しかし、村民は、今はもう合併で市民です。交付税の算定指数の対象にされているなんて、知りません。野道だから舗装してくれないのは当たり前というのがあるわけです。

そういう経緯があることは、財政課の経験者はお分かりだろうと思いますが、山の頂上まで村道がついてるのは、私はびっくりしました。そのような経緯があることも含めながら、車の通るところは全部公道で道路交通法の対象のようで、それはある意味ではありがたいかもしれませんが、それなら道路管理に関わって、もっと施策がもう少し充実されなければならないのではないかという思いもしないわけではないです。そのような経緯だけ、皆さんに認識をしてもらっておきたいと思います。

皆さんから、決意を述べていただいたので、期待を持ちながら、今日は私は終わります。
○太田副委員長 奈良県フォレスターアカデミーについて、私も入学式に参加をしました。森林環境を管理する人材ということで、フォレスターを2年かけて育成し、卒業後は、森林組合や林業事業体で幹部候補を目指すということで、頼もしく思ったわけですが、現状についてお伺いします。

○松田森と人の共生推進課長 本年4月に開校した奈良県フォレスターアカデミーは、現在、奈良県が導入を進めているスイスの森林環境管理を参考として、森林が有する「森林資源の生産・防災・生物多様性保全・レクリエーション」の4つの機能を高度に発揮させることを目的とした新たな森林環境管理制度を支える人材の養成機関と考えています。

フォレスターアカデミーには、太田副委員長お述べのように、林業会社や森林組合において、森林の経営や管理等に従事する人材や、市町村において森林の環境管理を指導する県職員である奈良県フォレスターに必要な知識、技能を2年間学ぶフォレスター学科と、間伐や木材搬出等の森林作業を安全かつ効率的に作業ができる知識、技能を1年間学ぶ森林作業員学科を設置しています。

現在、フォレスター学科に17人、森林作業員学科に3人の合計20人が在籍しており、フォレスター学科の学生のうち6名は、県職員採用試験（森林管理職）に合格した県職員であり、卒業後、奈良県フォレスターに任命の上、市町村に長期滞在させる予定としています。

また、アカデミーのカリキュラムについては、森林等でのフィールドワークを6割以上とした、現場での実践力の習得に重きを置いたものとしています。4月以降、森林作業に必要な各種の資格取得に加え、森林の植生や資源等の現況把握方法や地域課題の調査、解決方法等について、幅広く学んでいるところです。

○太田副委員長 先ほど、20名のうち6名が県の職員ということで、県に戻る上で、森林環境管理制度の推進を図っていくという答弁があったのですが、具体的に県職員が、どのような役割を果たしていこうと考えているのか、教えていただけますか。

○松田森と人の共生推進課長 奈良県フォレスターの業務は、森林の4つの機能を維持、向上させる業務を担う予定で、具体的には、森林環境管理を総合的にマネジメントできる専門官として、市町村において、森林法の伐採届の受理、また市町村における森林整備計画の策定、施業放置林の恒続林化等に関する業務に従事させたいと考えています。

○太田副委員長 まだ1人も辞めず、そのまま20人在籍しているということで、しっかり教育をして、奈良県の森林に従事していただく形で役割を果たしてほしいと思っています。

次に、ウッドショックについて、奈良県南部・東部振興基本計画が令和3年3月に策定されました。この中で、森林環境管理制度の推進や林業の振興で幾つか具体的な取組として、フォレスターアカデミーのことなどが記されています。それとあわせて、先ほどご報告いただきました奈良県過疎地域持続的発展方針の中に、適正な森林環境管理を通じた木材生産の振興ということでありまして、私も今、目を通したのですが、これまで奈良県の林業は外材に押されてしまって、担い手も不足しているということで、幾つも課題があり、その中の一つがフォレスターアカデミーで、担い手を発掘、育成していく形がその一つの施策だと思うのですが、今、直面しているのが、コロナ禍の下でのウッドショックの問題です。令和3年から令和7年度の過疎地域持続的発展方針ということですので、まさに直面しているウッドショックは、恐らくコロナが収束した後も経済がなかなか元に戻るには時間がかかるとも言われていますので、その辺を見据えた方針、対応の記述があってもいいと思いました。先ほど田中委員から搬出問題や、重油の高騰があるかと思うのですが、その点を少し加えてもいいと思います。検討いただきたいのですが、考えを聞かせてください。

○米田知事公室次長（南部東部振興・移住交流担当、南部東部振興課長事務取扱） 奈良県過疎地域持続的発展方針の基本的な考え方は、市町村計画、市町村がどのような過疎事業

を行うかということベースにつくっているものですが、当然今言っていた大きいところの捉まえ方も含めて、まだこの全てが確定でもありません。今、協議等、国にも併せて行う状況の中ですので、また林業の関係部局等と相談しながら、検討を加えていきたいと思います。

○太田副委員長 一般的に、奈良県の抱える林業の課題は、私も今までいろいろ教えていただけてきたのですが、それだけでは今の現状を克服することは厳しい側面もあると思います。先ほど市町村ともご協議いただくとのことですので、私たちも見て、幾つかのところでコロナに対応した保健師の在り方などの記述もありますので、ぜひ現状を捉えた上で、反映した計画となると、この方針にもしっかり魂も入っていくと思いますので、要望しておきたいと思います。

○西川委員長 ほかに質問は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これで質問を終わります。

これをもちまして本日の委員会を終わります。